

平成29年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成29年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成30年2月27日(火) 午前10時00分 ~ 正午
場所	宇治市役所8階 大会議室
出席者	<p>(委員) 松岡会長 池田委員 居波委員 大杉委員 近藤委員 谷委員 吉田委員</p> <p>(事務局) 後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 脇本主任</p> <p>(実施機関) 教育支援課 福山課長 林口副課長</p> <p>(関係人) 京都府警察本部少年課 魚住氏 吉田氏</p> <p>(傍聴者) 1人</p>
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答 (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ実施機関職員から資料に基づいて説明していただく。</p> <p>(3) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。 (会長) 関係人から補足はあるか。</p> <p>(4) 関係人から、説明の補足を行った。</p> <p>(5) 質疑応答 (会長) これまでの説明を受けて、質問はあるか。 (委員) 記録票と連絡票の保存について、学校は卒業すれば廃棄することになるであろうが、警察ではいつ廃棄するのか。 (関係人) 当該生徒が卒業すれば廃棄する。 (委員) 事件の記録はどうか。 (関係人) それについては廃棄できない。 (委員) 協定書の修正が不可能であることは分かる。しかし、ガイドラインの書き方が、原則と例外が逆に見え、何でも連絡するようになってしまう。説明をよく読めば</p>	

丁寧に書いているが、現場で頼りにするのは最後の早見表のようなものであるため、そこに原則例外はこうであるとして書いていただかないと困るという議論があった。実施要項を作成、運用して臨むと聞いた。実施要項であればそれぞれの市町村で対応して作るようになると思うが、ガイドラインはそのままということか、二つの関係性はどのようなものか。

(実施機関) ガイドライン自体は京都府及び京都市教育委員会、京都府警察本部が作成しているものであり、これを参考に運用するが、具体的な取り決めについては実施要項の中で周知していきたいと考えている。

(委員) 資料にあるガイドラインは京都府及び京都府教育委員会、京都府警察本部が作成名義となっている。宇治市の場合は京都府教育委員会の下にあるため、これによるが、細かい点については実施要項に書くということか。

(実施機関) そうである。

(委員) 資料として京都府教育庁指導部高等教育課及び指導部特別支援課の名義で児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度に係る Q&A が配付されており、これは運用する際に問題になりそうな点を拾い上げ、24項目に分けて説明がありポイントが分かりやすい。これと実施要項はどういう関係になるのか。

(関係人) 実施要項は学校側がどういう対応をするのか、例えば責任者を誰にするかや、記録票の様式を定めるものである。

(委員) Q&A はこのままで参考にするのか。

(実施機関) 学校現場ではこの Q&A を参考に対応していく。これに加え、もう少し具体的な内容を書いた実施要項を定めることになる。

(委員) 京都府教育委員会の実施要項の立ち位置はどのようなものか。

(関係人) 京都府教育委員会に適した内容に変えている。例えば、担当者を京都府教育委員会は副校長にする等を決めて運用している。記録票の様式を定め、学校からの報告を教育委員会が求めるといったようなことを記載している。おおまかにはガイドラインに沿った内容である。

(委員) 実施要項は教育委員会の内部的なものであるため、警察からどういうものを連絡しているかということとは関係ないのか。

(関係人) 関係ない。ガイドラインに記載されているものが全て入っている。

(委員) どういう場合が原則であって、どういう場合が例外であるかの振り分けはガイドラインの話か。Q&A は丁寧に説明しているようにも思えるが、Q8では、警察から学校へは具体的にどのような事案が連絡されるのかとあり、協定書の内容を書いているだけである。問題となる力の場合の説明では、身体生命の危機があり、行方不明やDV事案が想定され、実際の事案では自殺未遂が問題となる。一回万引きをした、喫煙をしたということでは対象にならないが、深夜徘徊や喫煙が繰り返し行われ、警察で指導しても改まらない場合は連絡対象にする場合があると

いう説明だった。説明どおりであればそれぞれ逮捕事案でもなく触法でもぐ犯でもない場合には連絡対象には原則ならないが、繰り返されると事前に手を打つ方が有効な指導ができるため、例外的にそこは同意を得ず連絡するという仕組みだと思ふ。説明を受けるとそれはよく分かる。ただ、それが書かれていない。問題はそこである。

(関係人) 警察側としては、例えばウの場合であれば情報提供する権限は署長にある。アについては明確であるがウについては分かりにくいので、警察本部の少年課とすり合わせた後に決行すると各署に徹底しているため、府下でばらばらになることはない。

(委員) 今までは保護者の同意が必要ということで全てチェックできていた。それがいらぬ、同意を得る努力もいらぬとなると、この抽象的な要件で情報提供されるおそれがある。そのため、もっと具体的な事案を周知徹底できる方法はないのか。

(関係人) 集団による非行で組織性又は反復性のあるものであれば、暴走族だけでなく、学校のグループ内でするんでいるということもある。器物損壊や暴行等、逮捕されたものや身柄付きで通告されたものは全て連絡する。しかし、グループで主犯格が通報又は逮捕されることは多いが、取り巻きについての立件は難しく、連絡して学校内での指導の徹底を図る。他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案としては、大麻等薬物はすぐに友達や先輩後輩に広がるため、速やかに報告した方がよい。最近では児童ポルノの関係が多くなってきており、今年には既に23人検挙している。その他事案の内容から学校への連絡を特に必要と認める事案について、自殺未遂や行方不明になる事案が多く、児童生徒が親に暴力を振るうということもある。事案を限定して書きたい気持ちはあるが、限定してしまうと本当に伝えたいものを伝えられなくなるおそれがあるのでこのような書きぶりにしている。

(委員) 本配付の資料に、京都府教育庁や保護者宛の文書として高等学校長の文書があるが、宇治市は義務教育課程の小中学校が対象である。具体的な事案として大麻や家庭内暴力の例を挙げていたが、それらの事例はいずれも小中学校のものという認識でよいのか。

(関係人) 小中学校や高等学校のものがある。過去三年のものは中学生の逮捕事案である。

(委員) ガイドラインは京都府教育委員会と京都市教育委員会と警察のものであるが、宇治市は別主体であるから別途作成することはあり得ないと思うが、実際のところ別途作成することは現実的なのか。

(関係人) その三者のものがベースになる。

(委員) 宇治市教育委員会として内容を変える必要があると思うが、それは考えていないのか。

- (関係人) 現時点での警察の立場としては、ガイドラインに沿ってお願いしたいと考えている。
- (委員) 各署長が学校へ連絡する場合に少年課とすり合わせるということであったが、少年課の方で基準はないのか。
- (関係人) 警察本部から各警察署にQ&Aのようなものを出している。宇治市だけが変われば、各警察署は対応が変わることになる。
- (委員) 答申をどうするかということになるが、そんなに無限定であればそれは承認できないという話もあり得る。しかし必要性は認めており、共通認識としてある。そうすると、運用に支障があることは困るので、協定書の改定は無理だということとは分かるが、その下のレベルでは個人情報保護の懸念ができるだけ少なくなるような説明を付ける等の改定をしていただけないのかということである。具体例を書き込むとそれに縛られて却っていびつな運用になるということも分かるが、ここで言っているのは、そういう例に相当するようなこういうものは原則として一回では連絡しない、しかし、ア～エに相当するような重大な非行等が危惧され連絡が必要とされるものに限って同意なしで連絡するという考え方であると記載してほしい。そういう検討をしてもらえるのであれば承認できるのではないかという感触を持っている。宇治市だけが言っているのであればともかく、他団体でも慎重な検討を要するところや、認められないと言っているところもある。
- (関係人) ガイドラインの補足として、逮捕事案や身柄付きで送致又は通告した事案以外で、非行の程度が進行している非行グループや連続万引き事案等の集団による組織性又は反復性のある事案が該当する他、非行グループを形成するまでには至っていないような集団による組織性又は反復性のある事案も該当する。非行グループは同じ学校の児童生徒で形成されていることがあることから、警察における指導の他、健全育成に向けて学校と連携した指導が必要な事案を対象とするといったような書き方で付け加えることは可能である。
- (委員) 原則は逮捕事案や送致事案であるが、その先のグレーな部分でもあらかじめ先に手を打っておかなければならない、実はそこが一番指導が必要な部分であるということを言っており、それは分かる。しかし、例外以外は同意なしで連絡すると読めてしまうところが、審議会が一番こだわっている点である。宇治市だけの対応ではなく、府下統一でそういう基準がはっきり示されることが望ましい。
- (関係人) 他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案であれば、逮捕事案又は身柄付きで送致した事案以外で、友人や先輩に誘われて手を染めてしまう場合が多い大麻等の薬物事案、スマートフォン等を使用した盗撮事案、児童ポルノ事案で、加害者以外の児童生徒が模倣することがないよう警察における指導の他、健全育成に向けて学校と連携した指導が必要な事案が対象となるというようなことを記載するということが。

(委員) そうである。

(委員) 警察は今までどおり見守り等の活動は業務としてすると思うが、この連絡制度ができて変わることはあるのか。今までは見逃していたが、対象にするようなことはあるのか。現場は今までどおりかと思うが、この制度を実施することで、今まで学校に連絡されていたものが変わることはあるのか。

(関係人) ない。今までは同意を得られずに言えないものがあったが、できれば全て言いたい。府教委としては高校分が改定されており、生徒指導の先生は間髪入れずスムーズに指導でき、保護者からも好評である。

(委員) ガイドラインの補足とは、どのような形になるのか。

(関係人) ガイドラインの中に、事案を掲載することになるかと思うが、事案の下に先ほど指摘があったような文言を入れることになると思う。

(委員) 去年の一月のものだが、これを改定するイメージか。

(関係人) ガイドラインは三者で作成しているが、京都府警察本部と宇治市教育委員会とすることもできる。

(委員) 四割同意を得られなかった部分に、同意を得ようとする働きかけはしてきたのか、拒否されれば連絡したいが同意は得られないため我慢するということがなくなる。そこは今後どう変わるのか。

(関係人) 同意を得ずにして連絡するが、その過程として、児童生徒本人及び保護者に対して、制度を説明し、学校に連絡する。趣旨としては児童生徒を正しい道に進めるためにという説得は必ずし、理解してもらうよう努める。

(会長) 他はよろしいか、なければ本日の資料の他市の会議録について事務局から説明していただく。

(6) 事務局から、他市の会議録について説明した。

(委員) 亀岡市の話で、ガイドラインに反映させなければという話はあったかと思うが、その点について検討はしたのか。

(関係人) 実施要項に細かい説明を加えたもので運用している。

(委員) 被害事案で学校における継続的な指導が必要と認められる事案等、府が出すガイドラインのチャートは変えられないのか。

(関係人) 変えられない。

(委員) それを変えるための附帯意見を入れるということか。

(関係人) 説明については、チャートでなく、5、6ページに連絡対象事案を記載しているが、そこで補足する。

(委員) 同意を得なくても連絡することについて、最初は慎重になって本人及び保護者に説明するが、運用していく中でそれが薄れて、協定があるのだからよいということになるおそれがあるため、人によって扱いが変わることが心配である。

(関係人) 警察においては誠意を尽くして説明するようにと指導徹底している。また、少

年事件は非常に繊細であるため、保護者にも説明して、今後逮捕された少年についてどのような手続を踏むのかを説明する中でこの制度の説明もする。警察の実施要項には入っている。

(委員) ガイドラインを見ると原則と例外が混ざっており、それが逆転してしまうことが懸念されるが、宇治市ではガイドラインはどのような扱いになるのか。

(関係人) ガイドラインは宇治市教育委員会と検討したものに作成し直したいと思っている。チャートの部分は見やすい形にはしたい。

(委員) 亀岡市では検証する話が出ており、ガイドラインの18ページの最後に教育委員会と警察本部が年度毎に検証するとある。これは宇治市教育委員会と警察本部がということか。

(関係人) そうである。

(会長) よろしいか、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(7) 審議

(会長) それでは審議に移る。答申は附帯意見を付けるもの、厳しい意見を付けるもの、却下するもののどれかになると思う。先ほどの質疑応答を受けて、意見はあるか。

(委員) メリットの部分を考えることも重要である。心配することも分かるが、気になる点を附帯意見として、よい点も記載すべきである。

(委員) そもそも必要性に疑問がある。また、本来であれば協定書を作成する最初の段階で持ってきてもらうべきでは。

(委員) 他市からも意見が出ているのに、協定書を変えることを検討することはないのか。

(委員) 学校が事務を進める上では、協定書を重視するのか、ガイドラインを見るのか、実施要項を見るのか。

(事務局) おそらくガイドラインである。

(委員) 宇治市のガイドラインに入れれば、そこを見てもらえることになるのでは。

(委員) そうである。ただし、宇治市だけの問題ではないということは先ほど述べ、全体としての修正をしても他市が異議を申し立てることも考え難く、警察から修正の意見も出た。むしろ府下統一の扱いにしてもらわなければ困る、市によって違うようでは面倒であることははっきりしている。警察が想定して持っている基準を変えるという話でもないので、ガイドラインの全体の修正をしてもらえる可能性はあるのではないか。

(委員) 審議会としてそこに踏み込めないのか。

(委員) 運用における慎重さや検討することの附帯意見を述べることはできるが、変える時まで言うことはできない。

(委員) 宇治市版のガイドラインができるという話だったが。

(委員) そこにはこれまでの意見が反映されることになると思う。宇治市単独のもの

なるか、府下統一のものとなるのかまでは分からないが、そこまで見直せとはいにくい。

(委員) 亀岡市のものを見ると、京都府は他と違うという意見がある。京都府はなぜか原則として同意を取ることとしており、大阪は同意を得ていない。京都府の特殊なところを緩めることになるため、答申の中では慎重な面を出した方がよいのではないか。

(会長) よろしいか、なければ事務局から答申案について説明いただく。

(8) 事務局から、答申案について説明を行った。

(委員) 例外類型事項17番の内容についてだが、元々「本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合」は同意なしで認められる文面になっており、本人以外からの例外収集があった。今回はそこが削除されることになると思うが、これを変えるだけで足りるのか。

(事務局) 当時の議論では、薬物乱用等で本人が意思表示できない場合等を想定してそのような文言になっている。

(委員) 警察から学校へ連絡する場合は、犯罪被害者の場合は同意を得ることについて触れているが、他の事案については同意をどうするのか触れていない。明示せずに、暗に同意を得ないという作りになっている。

(委員) 情報提供を受けた後の運用も慎重にしてほしいという意見もあり、そのように修正した方がよい。

(委員) 附帯意見に関しては、1は管理について、3は今後の検証についてであり、それはよいと思うが、これに加えるべき項目があるのではないか。1つは、教育委員会側の情報の利用に関してである。不利益処分については明記されているが、内申書も含めたといったことは触れていないので、そこも明記しておきたい。もう1つは、警察から来たものを鵜呑みにするのではなく、事案毎に慎重にしてほしいという項目があってもよい。次に、ウヤカについての話である。広すぎる点について、限定すべきであると述べる項目。宇治市のガイドラインを作成してそういうことをやるよう明確にすること、協定書やガイドラインの改定も含めて検討してもらうこと。

(委員) 収集する際の限定の例示を、少なくとも宇治市のガイドラインで明確化し、扱いを府下に広げるのであれば全体的なガイドラインの見直しも検討するよう要望してくださいとなる。また、そうして得られた情報を基に不利益処分や不利益な扱いをしないことを明確にして、かつ扱いについては制度の目的である児童生徒の健全育成のために有益であるか検討して運用するよう書くことになる。

(委員) もう1つ項目として、本人及び保護者への説明について要望する項目。ガイドラインにはあるが協定書にはない。

(委員) 今回の改正についての趣旨の説明は学校がやるのではないか。

平成29年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

(委員) 資料は高校がやっているが、小中学校でどうなるかは別である。

(会長) 答申の文言についての調整は後日事務局と会長で行い、委員各位に配付してその上で議論が必要であればもう一度審議会を開催し、なければ答申として確定するという流れでよいか。答申としては、厳しい意見を付けたものになると思う。ポイントとしては、収集についての限定をガイドラインで、できれば今ある他市のガイドラインの修正も含めて検討するよう要望することが一つ。得られた情報について不利益処分及び不利益な扱いをしないということや、この制度の目的に従った慎重な運用に努めることが二つ目、保護者への周知も分かりやすく行うことが三つ目である。それらを入れて検討していくことになるかと思う。よろしいか、他に意見がなければ本日の審議は以上とする。事務局からその他連絡事項はあるか。

4 その他連絡事項について確認を行った。
次回以降の審議会の開催日程は未定である。

5 閉会

(会長署名)